

中国による東シナ海油田・ガス田開発と国際法

China's Oil & Gas Development in the East — China Sea and International Law

稲原 泰平

Yasuhei Inahara

〈目次〉

【Ⅰ】事実の概要

【Ⅱ】国際法上の問題点

〔Ⅰ〕海洋境界画定規則としての衡平原則

〔Ⅱ〕国際法上の国家概念の変容

【Ⅲ】結語

《References》

【参考図表】

【Ⅰ】事実の概要

1978年に中国が改革・開放政策を採用して以来、経済特区の設定や外資との合弁企業の設立などによって同国は目覚ましい経済成長を遂げた。1978年暮れから88年までの国内総生産GDPの伸び率は毎年10%を超えた。1989年6月の天安門事件で景気が一時的に冷え込んだが、1992年1月に鄧小平(1904.8.22～1997.2.19)が『南方講和』を発表して再度積極的な改革・開放政策を推進し、1996年に国家統計局が安定成長への軟着陸に基本的に成功したと発表するまでに経済は回復した。それ以後も、年率7～9%の高度成長を維持し、GNPの国際比較で中国は2002年度に世界第6位、2003年度に世界7位の地位を占めた。中国の経済成長の指標になる電力消費量と石油消費量はともに2003年度に日本を抜いてアメリカについて世界第2位を占めるにいたった。特に、石油は、第1次エネルギーとして中国の経済成長を支えているが、1959年の発見以来中国最大の油田として中国の経済建設を支えた大慶油田をはじめとする主要5油田(大慶・勝利・遼河・カラマイ・タリム)だけでは中国の石油消費量をまかないきれなくなって、1993年から中国は石油の純輸入国に転落している。⁽¹⁾

中国に限らず、いずれの国家にとっても、石油は民生用そして産業用の第1次エネルギーとして、必然的に国家の長期経済戦略の基本的決定要因の1つとされ、ひいては当該国家の外交及び軍事政策の決定要因の1つとされてきた。まさに、1993年に石油の純輸入国になってからの中国の外交・軍事政策は石油利権獲得を目指して展開されている観があり、日本を始めとするアジア諸国家のみならず、アメリカやEUにも外交・軍事政策の再検討を迫っている。この状況を日中間に限定して具体的に論ずるならば、中国の石油政策の転換点となったのが、1968年10月に当時の国連アジア極東経済委員会ECAFE(現在のESCAP)が発表した報告書であった。同委員会は、東シナ海で海底地質調査を行い、台湾の北東約20万km²の海底区域に石油天然ガスが大量に埋蔵されている可能性を指摘したのである。このときから1970年代に掛けて、中国や台湾が尖閣諸島の領有を主張し始めたのである。⁽²⁾つまり、当初は、石油という経済利権の紛争ではなく、その前提となる尖閣諸島の帰属問題として中国側から日本に提起された懸案が、中国の石油政策の転換点、または、少なくともその契機になっている。日中間、日台間の論争は沖縄返還協定(1971.6.17署名、1972.5.15発

効)の署名にかけて激化したが、署名後は沈静化した。安保条約に基づく沖縄駐留米軍は尖閣諸島を沖縄県石垣市に帰属するとの前提で軍事演習をしていたのであって、沖縄県の施政権の返還を定めた沖縄返還協定は、尖閣諸島を含めた沖縄県に対する日本の領土権(潜在主権)を追認し顕在化させる政治的意味を伴っていた。したがって、国際法上、沖縄返還協定は単にアメリカから日本への施政権の返還を定めただけでなく、尖閣諸島に対する日本の領有権をアメリカが追認したのと同様の法的効果を発生させたといえる。「法は権力から生まれる」と謂う法学上の常識に照らせば、沖縄駐留米軍は多々批判を浴びながらも、思わぬ副次的なプラスの効果を日本にもたらしてくれたことになる。

しかし、同協定締結から20年間沈黙していた中国は、国内法で自らの欲求を実現する途を選んだ。1992年2月25日に中共政府は『領海法』⁽³⁾を制定し、中国固有の領土として尖閣諸島を明記した。これに対して、翌々日の27日、日本の小和田恒(1932～)外務事務次官(当時)が楊振亜(1928～)駐日中国大使に口頭で抗議し、⁽⁴⁾中共政府が翌月3月17日に尖閣諸島問題の解決を「将来の世代」に委ねる決定を下し、日本もこれを受け入れたいきさつがある。しかし、この経緯の法的性格を冷静に考えると、そもそも前記『領海法』では、尖閣諸島だけでなく南沙諸島・西沙諸島・その他の島嶼が中国領として明記されており、マレーシアやベトナムは文書で抗議し該当箇所の削除を要求したほどであった。つまり、国際法に抵触する国内法を制定して、周辺諸国の対応を見ながら外交政策・軍事政策を遂行するという脱イデオロギーの国益志向の外交姿勢である。⁽⁵⁾前記『領海法』制定の目的が、石油・天然ガスなどの海洋権益の確保にある以上、尖閣諸島の帰属問題を日中間で棚上げにしても、東シナ海での中国の資源探査や開発という事実行為を抑止する効果はなかった。むしろ、棚上げという国際法上の権利未確定状況そのものが中国にとっては「既得権 vested right」となり、その後の東シナ海での資源探査や開発という事実行為の法的根拠になったことに注意しなければならない。つまり、中国は、国際法と衝突する国内法という法理的な無から有を生み出す高等テクニックを用いたのである。⁽⁶⁾中国自体、及び、日本を含めた周辺諸国がこのような法理的効果に気づいているかどうかは別にして、こうした現象が生ずること自体、アジア地域の国際法的後進性や非統一性を示している。特に、かつての欧州共同体や今日の欧州連合⁽⁷⁾に匹敵する地

域機構が成立していないアジア地域では、国際法と国内法との抵触という問題に対する危機意識が薄く、無用な紛争を発生させ、既存の紛争を無用に拡大させている傾向がある。いずれにしても、既得権に基づく既得権内の行為として中国の東シナ海での資源調査や開発が始まったと見るほかはない。そしてこの中国の活動を法的に補強したのが、国連海洋法条約である。

日本、中国共に国連海洋法条約 United Nations Convention on the Law of the Sea (1982年4月30日採択、同年12月10日署名開放、1994年11月16日発効、2005年2月現在の当事国数147+EC)の当事国になっている。同条約にたいして、日本は1996年7月20日に当事国になり、中国は1996年6月7日に当事国になった。東シナ海における資源探査や開発は同条約の関係規定(第5部「排他的経済水域」と第6部「大陸棚」)の適用を受けることになったのである。同条約§57によれば、この条約当事国は距岸200海里的範囲内で領海の外側に経済水域を設定できることになっているが、東シナ海をはさんだ日中の距離は400海里に満たない海域があり、両国の間で経済水域の境界を調整する必要があるのである。勿論、この条約には、対面国相互間、隣接国相互間の経済水域の境界画定に関する規定(§74)が設けられているが、それによれば、「排他的経済水域の境界画定は、衡平な解決を達成するために、国際司法裁判所規程§38に規定する国際法に基づいて合意により行う」ことになっている。この規定に基づき、日本は等距離原則に基づく中間線によって経済水域及び大陸棚を区分すべきと主張している。これに対して、中国は、国連海洋法条約で経済水域の特別的地位に置かれた大陸棚に関する規定(§§76~85)に依拠して、大陸棚の境界画定に関する自然延長論 natural prolongation (§76)を主張し、東シナ海の大陸棚はまさに中国大陆の陸地の延長であって沖縄海溝(深度2940m)が日中間の大陸棚境界線となり日中間の経済水域の境界線は海溝の中間線であると主張している。⁽⁸⁾ 両国の主張は外交協議によっても解決せず、平行線をたどって今日に至っているが、その文脈の中で2004年5月28日、日中中間線からわずか5km離れた海域で中国側が石油・ガス田開発設備を建設している事実が日本側から公表された(同日付「中日新聞」他)。ここは中国が『春曉』と命名している油田であり、2005年10月に開発設備は竣工し操業を開始した。⁽⁹⁾ まさに日本が心配するのは、日中中間線の日本側の海底の資源が『春曉』油田と一体化しており中国側に不法に開発されるのではないかという点にある。⁽¹⁰⁾ 実は中国は1970年代から東シナ海の海底資源探査を始めており、今回問題となった『春曉』のほかに『平湖』など7つの天然ガス田を発見し、『平湖』ガス田は1998年から平穩に生産を開始し、上海市に年4億5千万立方メートルの天然ガスを供給している。

東シナ海の海底油田の推定埋蔵量は72億トンといわれ、イギリスが開発している北海油田の規模に匹敵する。しかし、中国が発見した7つの油田・ガス田のうち、『平湖』以外の油田・ガス田の資源はその大半が日中中間線の日本側海域に賦存し、しかも中国側が中間線による経済水域(及び大陸棚分割)を認めていない点に問題がある。しかも、1970年代から東シナ海での中国の資源調査は1995年から日中中間線の日本側海域で本格化し、1999年に日中中間線の日本側海域に入った中国の探査調査船は30隻に上り、両国間の外交問題に発展した。⁽¹¹⁾ その後、2001年2月、両国は事前通報を条件として「科学的調査」⁽¹²⁾に限って日中中間線を越えた調査を認めることで合意したが、中国側の調査活動は資源調査と疑われる活動が中心

であり、将来の単独での資源開発を予想させるが、日本側は黙認している状況である。

さて、『春曉』油田開発問題が日中間の懸案としてクローズ=アップされてくるプロセスを2004年の前半期から時系列で跡付けておきたい(以下は基本的に『世界週報』巻末の「WorldNews」を参照し引用している)：

1. 2004年4月14日付の台湾紙『中国時報』などが、台湾北東部の宜蘭県当局が尖閣諸島(中国名・釣魚島)を「中華民国」領土として登記したと報道した。翌15日、沖縄県の稲峰恵一(1933.10.14~)知事が「尖閣諸島は歴史的にも国際法上も日本固有の領土で、沖縄県石垣市に属している」とのコメントを発表した。
2. 2004年4月22日、中国の海洋調査船が国連海洋法条約に違反して日中中間線の日本側経済水域で調査活動をしている問題について、日中の外務省の審議官級協議が北京で開催された。
3. 2004年6月8日、日本の細田博之(1944.4.5~)官房長官が記者会見で、中国が東シナ海海上で進めている日中中間線近く(春曉ガス田)での天然ガス採掘施設の建設について、「わが国の立場に直ちに影響を与えるものではない」が、「海底油田・ガス田は国境線間近で掘ると、相手国の資源も採ってしまうようなことにもなりかねない。そういった点の配慮が必要だ」と延べ、中国側の配慮を求めた。
4. 2004年6月21日、日本の川口順子(1941.1.14~)外相が青島で中国の李肇星(1940.10~)外相と会談し、東シナ海の日中中間線近くで中国が「春曉ガス田」の開発を進めている問題について、「日本の権利が侵害されることを心配している」との懸念を表明したが、李外相は日本が主張する中間線を認めないとする立場を強調し、「相違を棚上げした上での共同開発もありうる」として日本に検討を求めた。
5. 2004年6月23日、中川昭一(1953.7.19~)経済産業相が、東シナ海で中国が建設を進めている石油・天然ガス採掘施設を海上保安庁の航空機で上空から視察し、新たな採掘施設の建設を確認した。
6. 2004年6月30日、中国外務省の沈国放次官補は阿南惟茂(1941.1.16~)駐中国大使を外務省に呼び、日本が7月上旬から東シナ海の日中中間線に沿った日本側海域で資源調査を進める予定であることに対して中国側の懸念を伝えた。
7. 2004年7月7日、中国外務省の王毅(1953.10~)次官が阿南惟茂駐中国大使に対して、日本政府が同日、東シナ海の日中中間線に沿った日本側海域で海底資源調査を開始したことに抗議した。東シナ海の天然ガスの日本の調査に対して中国が正式に抗議したのはこれが最初である。
8. 2004年7月20日、魚釣島西方約40kmの日本の経済水域で中国海軍所属の測量船「東側226」がワイヤを曳航しながら航行しているのを海上自衛隊第4航空群のP3C哨戒機が確認した。また、沖大東島南西約340kmの日本の経済水域を中国の海洋調査船「向陽紅9号」が海中に音波を発信しながら航行しているのを海上自衛隊第5航空群のP3C哨戒機が確認した。
9. 2004年8月26日、新華社通信(インターネット版)は、中国紙・揚子晩報の報道として、『春曉ガス田』と中国大陆を繋ぐ約470kmの海底パイプラインの敷設工事が始まったと伝えた。

10. 2004年9月6日、北京訪問中の逢沢一郎（1954.6.10～）外務副大臣が戴秉国外務次官と会談し、中国が『春曉ガス田』の開発について中国側に改めて情報提供を求め、中国の違法な海洋調査船活動についても懸念を伝えた。
11. 2004年9月28日、中国の全国循環経済工作会议で1～8月の石油輸入量が7600万トンに達し、対外依存度が40％に達したことが発表された（新華社電）。
12. 2004年10月25日、『春曉構造』問題について北京で日中の局長級会談が行われた。日本は『春曉ガス田』に関する情報の提供を強く中国側に要求したが、中国側から地質などについての一般的な説明があり、「春曉構造における採掘は、中間線の日本側水域の資源に影響しない」との説明があったが、日本側が望む鉱区データの提供はなく情報提供は不十分であった。⁽¹³⁾
13. 2005年2月9日、中国外務省アジア局当局者が、日本政府が尖閣諸島（中国名・釣魚島）の灯台の所有権を国に移管したことにつき、日本側に「日本の行動は中国領土の主権に対する挑発且つ侵犯である」と抗議した。
14. 2005年2月22日、中国外務省の孔泉報道局長が、日本政府が中国に東シナ海の新ガス田開発の中止を求めている問題について「中国側範囲内の権益に対するものであり、受け入れられない」と述べ、日本の要求を拒否した。
15. 2005年3月29日、中国の大手石油会社、中国海洋石油CNOOCが、『春曉』ガス田について8月か9月にも生産を開始するとの見通しを明らかにした。⁽¹⁴⁾
16. 2005年4月14日、中国外務省の秦剛・副報道局長は日本政府が東シナ海の新ガス田開発の試掘権を日本の開発業者に付与する手続を始めたことについて、「日本が中国の重大な懸念を直視するよう強く求める」と述べ、日本が実際に試掘に踏み切らないよう警告した。
17. 2005年5月30日、日中両国政府は東シナ海の天然ガス田の開発をめぐり、北京の釣魚台迎賓館で局長級協議を開始した。中国が主張している日中双方による共同開発について、日本側は具体的な内容——共同開発の対象海域や利益配分——を提示するよう求めた。
18. 2005年6月21日、台湾の李傑（1940.6.6～）国防部長や王金平立法院長が台湾海軍のフリゲート艦で日台が漁業問題でもめる尖閣諸島を視察して宜蘭県蘇澳の軍港に戻った。
19. 2005年7月4日、中国の温家宝（1942.9～）首相がベトナムのファン＝バン＝カイ Phan Van Khai（1933.12.25～）首相と会談し、フィリッピンを含めた3カ国が領有権紛争の対象となっている南シナ海で油田の共同探査を開始することで合意した（新華社電）。東シナ海での日本への対応とは対照的である。
20. 2005年7月14日、中国外務省の劉建超・副報道局長は日本の経済産業省が東シナ海の新ガス田開発で帝国石油に試掘権を付与したことについて「中国側の主権、権益を深刻に損ない、東シナ海の情勢を更に複雑化させた」と述べ、不快感を表明した。
21. 2005年7月15日、中国外務省の崔天凱・アジア局長が渥美千尋駐中国公使を同省に呼び、帝国石油への試掘権付与が「中国の主権と権益に対する重大な挑発且つ侵害」と述べ、「強烈な抗議」を表明した。
22. 2005年7月18日、中国中央テレビによると、中国の胡錦濤（1942.12.25～）国家主席が北京でベトナムのチャン＝ドク＝ルオン Tran Duc Luong（1937.5.5～）大統領と会談し、両国が領有権を争っている南沙諸島問題に関し、両国にフィリッピンを加えた南シナ海共同開発合意が早期に結果を出すよう協力することを提案した。同大統領はこの提案に積極的に応えていく意向を表明した。
23. 2005年10月28日、ANNの報道（インターネット版）によると、『春曉』ガス田から天然ガスが初めてパイプラインを通して寧波市の処理場に到着した。工場が稼動し、試運転が始まったと推測される。2006年度から中国の一般家庭にガスが供給されると考えられている。⁽¹⁵⁾

(注)

- (1) 『2005 WORLD YEARBOOK 世界年鑑』共同通信社刊、2005, esp. pp.172～175.
- (2) この委員会は1947年3月に、国連経済社会理事会の下部機構である5つの地域委員会の1つとして設立された。1974年にESCAP（国連アジア太平洋経済社会委員会）と改称された。日本は1952年に準加盟国となり1954年に正式に加盟国となった。2005年5月現在の域内加盟国・準加盟メンバーは58カ国／地域であり、域外加盟国は4カ国であり、計62カ国／地域が参加している。http://www.mofa-irc.go.jp/link/kikan_info/escap.htm
- (3) この法律の正式名称は『領海及び隣接区域法』（1992年2月25日第7期全国人民代表大会常務委員会第24回会議採択・中華人民共和国主席令第55号交付・同日施行）である。同法§2は云う；“中華人民共和国の陸地領土には、中華人民共和国の大陸及びその沿海の諸島、台湾及び釣魚島を含むその附属諸島、澎湖列島、東沙群島、西沙群島、中沙群島、南沙群島その他のすべての中華人民共和国に属する島々が含まれる。” Cf. 中国総合研究所編『現行中華人民共和国六法—第1巻—』p.124. 上記条文に云う「釣魚島」が尖閣諸島を意味する。
- (4) 日本も、マレーシアやベトナムと同様、文書で抗議すべきであったと思われる。確かに、抗議の形式としては、口頭の抗議も文書による抗議も取得時効（時効完成のための期間は確立していない）の進行を中断する効果を持つ点で変わりはなく、第1次大戦後の公開外交の原則の下では口頭の抗議も国際社会の公知の事実となるため、口頭の抗議も文書による抗議も証拠法上の法的効果に優劣はない。しかし、政治的効果の点では文書は口頭に優るといわざるを得ない。それは、成文のほうが抗議内容の明確性と抗議の意思の明確性・強靱性を加重的に示す結果になるからである。因みに、韓国が1952年1月18日に海洋主権宣言を行い李承晩ラインを設定してその中に竹島を含めたとき、日本は1月28日付の口上書で韓国政府に抗議を行っている。Cf. 国際法事例研究会編『領土』、慶応通信刊1990 p.174.
- (5) これに警鐘を鳴らす日本側の論調は多い。以下にその代表的な論調を『有事戦略研究会』のウェブサイトから紹介する；「近年の中華人民共和国の領土拡張主義は危険度を日に日に増しつつあるといわざるを得ない。特に、アジアの中でも軍事的緊張関係を産み出している「南沙諸島」周辺において、軍事力不均衡が生じることにより、中国は「南沙諸島」領有権問題の緊張関係のどさくさにまぎれて、領土を拡張しようと虎視眈々と狙っている。この数年だけでも、国際問題として明らかに問題となっている事件だけで次のようなものがある。
【中国が近年引き起こした領土問題】
1992年：南沙諸島問題
中国が「領海法」制定により南沙諸島、西沙諸島の領有を宣言。
1995年：ミスターフ環礁事件
歴史的にフィリッピンが領有してきたミスターフ環礁を、

中国が占領。

1997年：スカーボロ環礁問題

フィリピンが歴史的に領有してきたスカーボロ環礁に、中国が領有権を主張。

同年：尖閣諸島問題

日本が固有の領土として主張してきた尖閣諸島の領有を主張。

南シナ海に位置する南沙諸島は、中国だけでなく台湾、ベトナム、フィリピン、マレーシア、ブルネイの6カ国が、その全体、または一部の領有を主張している問題の地域であり、この周辺各国は軍事力増強を競争し、アジアにも軍拡時代が訪れようとしている。まず最初に中国は1992年に「領海法」を制定し、南沙諸島と西沙諸島のすべてが中国の領土であると世界に宣言した。それに対して、その他の5カ国はそれぞれの国の立場から領有を主張、緊張が高まりつつある。特に、台湾、マレーシア、インドネシア、シンガポールの軍拡のスピードは凄まじく、相対的に軍事力の旧式化、弱体化しつつあるフィリピン、ベトナム等との逆転現象が生じている。

この南沙諸島問題はその付近をシーレーンとして利用している日本にとっても重要な問題である。この南沙諸島において紛争が生じたり、この付近の領海の自由な航行が阻害される事態が生じれば、日本の生命線であるシーレーンが断たれる恐れがある。この南沙諸島問題は、日本にとって他人事ではないのである。」<http://www.iris.dti.ne.jp/~rgsem/china.html>

- (6) 既得権 vested rights, jura quaesita を国際私法上の概念として発展させたのが17世紀のオランダであった。その理論は「外国でなされた私人の法的地位や権利・義務の変動は極力他国でも尊重すべきである」との考えに基づいており、1国の法によって適法に取得された権利という意味で国際私法上、既得権は理解されてきた。Cf. 筒井若水編集代表『国際法辞典』, 有斐閣刊, 1998 p. 62. 国際法上もこの権利が確立しているや否やについては争いがあるが、もしこれを肯定するとすれば、中国政府が東シナ海の油田・ガス田の探査・開発に関して内外の企業と締結した契約について、日本は当該企業の当該契約上の地位を既得権として承認しなければならないことになる。最終的には、東シナ海での国家としての中国の既得権が日本との関係で確立していくことになりかねない。既得権が占有権と同じく、事実追認ないし尊重型の法思想に基づいていることを考えると、また、中国が経済的に政治的に国際社会で比重を増している事実を考慮すると、この思想は陰に陽に日中関係を支配し始めているといえる。
- (7) 欧州共同体 EC や1992年にそれを引き継いだ欧州連合 EU は緻密な組織構造を有しており、加盟国が共同体法に抵触した国内法を制定したり、放置した場合、1日単位で罰金を課し、当該国内法の改廃を間接的に強制している。Cf. Dominique Carreau, DROIT INTERNATIONAL (8e edition), Pedone 2004, pp. 43 ~ 68, esp. pp. 54 ~ 55. 東アジアにも EU のような緻密な地域機構が成立すれば、北方領土や竹島や尖閣諸島、そして南沙群島や西沙群島等々、19世紀的な国家主権を前面に出した粗雑な紛争は発生しないのではないと思われる。
- (8) <http://www.cn.emb-japan.go.jp/jp/media/j/media050726.htm>
- (9) “同油田の1日あたりの天然ガス処理能力は910万立方メートルに達する見込み。『春曉ガス田』は「春曉」「残雪」「断橋」「天外天」の4つのガス田から構成される総面積2万平方メートルに及ぶ区域。なお、海底パイプラインの敷設とパイプライン

のテスト運転は、韓国の現代工業が手がける”

<http://www.ijnet.or.jp/IHCC/seiiki-jukei-city-map01-gas07-kaiyo01.html> 【参考図表 I】 参照。

- (10) 中国が日本側の石油・天然ガスを不法に採掘するのではと危惧されているが、その場合、中国側が使用する採掘技術はフィッシュボーン＝テクノロジーであろうと考えられている。<http://3.csx.jp/senkaku/#fish> この技術については、【参考図表 II】 参照。
- (11) <http://www.chunichi.co.jp/anpo/0809.html>
- (12) 国連海洋法条約 UNCLOS (1982.12.10 署名開放, 1994.11.16 発効) 第13部「海洋の科学的調査」は、科学調査を基礎調査と資源調査に分けており、国家管轄権水域においては領海はいうまでもなく、経済水域や大陸棚においても科学調査は沿岸国の同意が必要であるとし、基礎調査については沿岸国は同意を基本的に拒否できないものとし、資源調査については沿岸国の利益を損なう場合に沿岸国は同意を拒否できるとしている (§ § 238 ~ 257)。
- (13) 日本外務省のホームページに会議の概要と結果が紹介されている。http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/higashi_shina/01_gai.html
- (14) 「中国海洋石油総公司、中国石油化工集团公司、英ロイヤル・ダッチ・シェル社と米ユノカル社は、東海（東中国海）大陸棚にある窪地・西湖海域での天然ガス5事業に関する契約書の調印式を行った（2003年8月19日）。総面積25万km²に及ぶ東海大陸棚のうち、契約が取り交わされた5事業の対象海域は計2万2,000km²。同海域が位置するのは上海市の南東沖約500kmにある大陸棚の窪地・西湖海域で、東海大陸棚の中でも天然ガス資源が最も豊富とされる。20年余りにわたる調査で、「平湖」「春曉」など7カ所の天然ガス田が見つかるなど、豊富な天然ガス層が発見されており、確認埋蔵量と推定埋蔵量の合計は2,000億m³に達する。そのうち「平湖」天然ガス田は1998年から生産を開始し、上海市に年4億5,000m³の天然ガスを供給している。」<http://www.ijnet.or.jp/IHCC/seiiki-jukei-city-map01-gas07-kaiyo01.html>



▲「平湖油田」



▲「平湖ガス田」

(出典： <http://www.ijnet.or.jp/IHCC/seiiki-jukei-city-map01-gas07-kaiyo01.html>)

- (15) <http://www.ijnet.or.jp/IHCC/seiiki-jukei-city-map01-gas07-kaiyo01.html>
http://blog.livedoor.jp/lancer1/archives/cat_619360.html

【Ⅱ】国際法上の問題点

【Ⅰ】海洋境界画定規則としての衡平原則

大陸棚を含む海洋境界をめぐる紛争はこれまで相当数、国際司法裁判所 ICJ に付託され有効に解決されてきた。この種の紛争は国際司法裁判所の管轄に適した事件として国際司法裁判所

の判例の中でも1つのテリトリーを形成している。ICJ 自ら大陸棚の線引きをした事例もあるが、紛争当事国に海洋境界画定のための原則だけ示して訴訟当事国が組織する委員会に具体的な線引きを委ねた事例も存在する。⁽¹⁶⁾ このテリトリーでの古典的な判例となっているのが北海大陸棚事件（西ドイツ-デンマーク、西ドイツ-オランダ）判決（1969.2.20）である。同判決

は等距離原則の慣習法規性を否定し、衡平原則を採用した。この判決の趣旨は、その後の ICJ のチュニジア＝リビア大陸棚事件判決（1982.2.24）、メイン湾海域境界確定事件（カナダ＝アメリカ）判決（1984.10.12）、リビア＝マルタ大陸棚事件判決（1985.6.3）、グリーンランド＝ヤンマイエン海洋境界画定事件（デンマーク＝ノルウェー）事件（1993.6.14）、カタル＝バレーン海洋境界・領土問題事件判決（2001.3.16）で継承された。すなわち、ICJ の実行においては、海洋境界画定のための原則として衡平原則のみが慣習国際法の地位を認められ、中間線や等距離原則は衡平を実現するための技術的基準に引き下げられ、いわゆる厳格法 rigid law 的な法的拘束力を持たないと考えられているのである。日中ともに当事国となっている国連海洋法条約は ICJ のこの実行を受け入れ、対面国相互間または隣接国相互間の経済水域や大陸棚の境界画定について、「…… shall be effected by agreement on the basis of international law, as referred to in Article 38 of the Statute of the International Court of Justice, in order to achieve an equitable solution（衡平な解決を達成するために、国際司法裁判所規程第 38 条に規定する国際法に基づいて合意により行う）」（UNCLOS § 74.83）と定めている。その主意は、古代より法の基礎的概念であり、英米法でもその中心概念の地位を占める衡平 equity⁽¹⁷⁾ を大陸棚を含む海洋境界画定の局面においても国際法原則として承認するとともに、国際社会の特殊性に基づく根本規範的慣習法規である合意原則 principle of consensus⁽¹⁸⁾ をも海洋境界画定の局面における国際法原則として承認したのである。その理由は、エーゲ海大陸棚事件（ギリシア＝トルコ）判決（1978.12.19）を引用するまでもなく、大陸棚や経済水域が沿岸国の領土主権が部分的に適用される準国家領域の地位を承認され、⁽¹⁹⁾ 大陸棚や経済水域の資源を含めて沿岸国の国力が判定される国際社会の現実があるからである。そのため、国際社会の構成員たる国家の地位に直接影響を与える海洋境界の画定については、その重大性に鑑みて、法理念としての衡平と特殊慣習法規たる合意原則 principle of consensus を特に海洋境界画定のための実体規範として措定したのである。したがって、ICJ の判決でもしばしば採用されている中間線原則や等距離原則は、あくまで衡平原則を適用するための選択肢の 1 つとしての下部的・技術的原則としてのみその存在意義が認められるといえよう。

この解釈に立脚する限り、東シナ海で日本が主張する日中中間線は、中国が反対している限り国際法的有効性は認められないのであって、①外交交渉によってそのまま、または修正を施して中国の同意を得るか、②国際司法裁判所または国連海洋法条約が設立した国際海洋法裁判所に付託して勝訴判決を得るか、いずれかの選択肢を選ばざるを得なくなろう。同様に、中国が主張する大陸棚の自然延長原則⁽²⁰⁾ も日本が反対する限りでその国際法的有効性は認められないのであって、日中双方の衡平の実現を目指して、外交交渉による解決、または、国際裁判による解決を迫られることになるだろう。

それでは、上記以外の第 3 の道はないのであろうか？ ないとはいえない。それは、東シナ海開発で中国が考えている 1 種の現実的便宜の方法である。つまり、境界線確定を棚上げにして、直接、東シナ海の日中共同開発に入る方法である。ESCAP（国連アジア太平洋経済社会委員会）に管理を委ねる国際管理区域の設定なども同種の解決策に入れていいであろう。特に、ESCAP の前身である ECAFE が 1968 年 10 月に発表した東シナ海の資源に関する報告書が今日の日中間の紛争に火をつけた

そもその発端であると考えれば、ESCAP がこの紛争の最終的な責任を取り最終的な報告書をまとめる責任があるのではなからうか？ その意味で、ESCAP による国際管理区域の設定は、歴史的経緯に照らしても、また、統合が進んだ今日の国際社会における国際機構の機能に照らしても、等しく国際法の正当性が認められるであろう。

日中間の外交交渉を見る限りでは、日中中間線も大陸棚の自然延長原則も相手方の同意を得る見込みが立たっていない。現状は、中国が国内法、そして国内法上の企業の既得権を根拠として、東シナ海の資源探査と開発行為を続行し、既成事実を積み上げていくのを指をくわえてみているほかない状況である。こうした状況は、放置しておく、国際法上、中国の日本に対する既得権として認識される可能性がある。その結果、日本は、東シナ海の資源開発への参加を呼びかける中国の提案に応えるしかない状況に追い込まれつつある。日本としては、早急に、東シナ海を ESCAP の国際管理下に措く構想を含め、外交交渉によって衡平な双方が合意できる解決策の発見に努めなければならない。

【Ⅱ】国際法上の国家概念の変容

国家が人民と領域と権力によって構成される法的組織体であることは、法学・政治学・国家学などにおいては常識とされてきた。そして、ここで云う領域とは、第 1 次大戦より前の時代においては、永らく、領土と領海を意味すると解されてきた。そして、第 1 次大戦で交戦国も中立国も外国航空機の上空飛行を禁止してからは、領空 aerial domain 概念が確立し、国家領域は領土、領水、領空の 3 次元構成で理解されるようになった。領域は従来そうであったように単に人民の生活の場であるだけでなく、国家や人類の活動範囲としての性格がより濃厚になった。つまり、第 1 次大戦（1914～18）を契機に、国家領域は「人類の生活の場」という固定的性格を脱却し、科学技術の進歩に対応して拡大してきた人類の活動範囲を政府ごとに割り振る基準としての可变的・流動的性格を取得したと見るべきである。国家領域のそのような法的性格の変容を証明するのが、第 2 次大戦後の海洋分割である。特に、国連海洋法条約 UNCLOS が成立してからは第 4 次海洋分割の時代に入ったといわれ、⁽²¹⁾ 大陸棚や経済水域に対する沿岸国の権限が「領土主権の発散」と理解され、大陸棚や経済水域に対して準領土または準領海の理解が定着しつつある。裏から言えば、従来、領土は人類の生活の場、したがって、人的資源を含む各種資源の賦存場所としても理解されてきたがゆえに、資源獲得をモチベーションとする大陸棚宣言や経済水域の設定はまさしく「領土主権の発散」であり、大陸棚や経済水域は沿岸国の“主権的権利 sovereign right”が行使される準国家領域の性格を有するといえよう。

領域は伝統的に国民の生活の場としての機能を果たしてきた。しかし、人間が自らの生活の場としての国家を選択する権利があるとされる時代に入った今（亡命者や難民の人権が今日の時代的特徴を象徴している）、国家は人権を充足させる資源の豊かな民主国でなければならなくなった。国家の存在理由が人権の実現にあるとされる以上、国家領域は単に住民の生活の場所である以上に、人民に豊かな生活を約束する資源の賦存地でなければならなくなった。諸国家が大陸棚や経済水域を準領域として「主権的権利」を行使する理由はここにある。こうした状況は、かつて欧米諸国家がアジア、アフリカ、ラテン＝アメリカに植民地を獲得して、自国領域として統治した状況に

似ている。しかし、両者の間には1つの大きな違いがある。それは、植民地には現地住民が存在していたために「生活の場」としての領域の伝統的概念と機能に適合していたが、大陸棚や経済水域は「生活の場」という領域の伝統的概念と機能に適合していないことである。それは、直接的には、永らく主権平等原則の名の下に隠蔽されてきた国力の構成要素たる資源保有量に関係する概念である。しかし、国家の存在理由として領域の機能が人権の実現に集約されている今日、資源賦存区域としての大陸棚や経済水域が国家領域的性格を取得するのも当然であるといえよう。国籍を紐帯として個人が国家に帰属させられていた時代と異なり、今や、国籍選択の自由や難民や亡命者の権利を主張して、自らの居住国を選べる時代に入っている歴史の現段階において、⁽²²⁾ 国家領域は、人民の「生活の場」という消極的な機能よりも、居住者に豊かな生活を約束する資源供給源としての積極的機能が重視され、期待されている。民主主義が国際社会においても普遍的に承認され、いずれの国家も民主主義を否定しえず、人権尊重を掲げて政治を運営する国際環境

の下では、人類が豊かな生活を求めて国内法的にも国際法的にも合法的に国境を横断することになる。ケルゼン Hans Kelsen (1881～1973) が説くごとく、⁽²³⁾ 民主主義によって各国の国内法が均一化する状況はグローバリゼーションの流れの中ですでに相当程度進行しており、国境概念と領域概念の相対化をもたらし、国家領域に経済的性格を付与している事実も、資源を中心として領域概念を捉える方向を指示しており、⁽²⁴⁾ 領域概念の実質的変容がすでに始まっていることを示唆している。

冷戦の終結によって、かつての資本主義と社会主義との体制の優位をめぐる争いが、資本主義の勝利に帰してからは、中国も資本主義経済体制の強化に努め、他国との比較優位の根拠を経済成長を支える第1次エネルギー（石油・天然ガス）が埋蔵されている大陸棚開発に求めており、海洋権益確保のために海軍の増強も行っている。まさに、こうした国家領域防衛のための軍隊の機能を大陸棚に適用している事態も、領域概念の変容を裏づけているといえる。⁽²⁵⁾

(注)

(16) この種の判決の嚆矢となった北海大陸棚事件判決がその例である。See ICJ Reports 1969p.4. <http://www.icj-cij.org/icjwww/decisions/isummaries/icssummary00220.htm>

(17) http://www.un.org/Depts/los/convention_agreements/texts/unclos/closindx.htm

(18) 合意原則が慣習法規全体の中で特殊な根本規範的地位を占めていることを実証的に論証した研究として次を見よ。Michael Byers, *Customs, Power and the Power of Rules*, Cambridge, 1999. 拙稿『ミッチェル＝バイヤーズ著「慣習・権力そして法制定権力」』（金沢星稜大学論集 第38巻第1号pp.15～136）。

(19) See ICJ Reports 1978, p.3. <http://www.icj-cij.org/icjwww/icas-es/igt/igtframe.htm>

(20) 「沖縄海溝は大陸棚を区分する境界線になることができるか?」『国連海洋法条約』により、2500mの深さが大陸棚を区分する基準である。中国側は、沖縄海溝の深さは2940mであるので、この基準によって、沖縄海溝より西の方は全て中国大陸棚の自然の延長で、中国の排他的経済水域に属すべきと考えている。しかし、オーストラリア Flinders 大学の Matthias Tomczak 教授と J. Stuart Godfrey との共著の教科書『区域海洋学 (Regional Oceanography an Introduction)』2003年第二版の中で、「琉球群島の西、深さは2700mに達した沖縄海溝以外、中国の東シナ海と黄海は全て大陸棚の一部分である」という記述がある。この見方は日本側の考え方、即ち、つながっている中日の大陸棚において、沖縄海溝は、たまたまある窪みに過ぎないとの観点を支持している。」

<http://www.cn.emb-japan.go.jp/jp/mediaj/media050726.htm>

(21) 「第四次分割至今仍在继续」

二战结束后，伴随冷战而来的海上权益越来越引起世界各海洋国的高度重视。由于世界人口的增长、资源的缺乏，以及人类开发海洋、利用海洋资源能力的提高，世界上掀起了一场“蓝色圈地运动”，偌大的海洋变得更加混乱无序。

20世纪70年代，被西方称为“俄国的马汉”的苏联海军司令戈尔什科夫元帅在《国家海上威力》一书中，对海洋权益进行了进一步概括：“现代国家海上力量概念已变为为了整个国家的利益最有效地利用世界大洋的能力；与海洋价值的巨大升值相适应，当今控制海洋也不同于过去。”他认为，马汉时代的控制海洋，主要是指控

制海洋交通，如今，控制海洋不仅要控制海洋交通，更重要的是控制和争夺海洋本身，即海洋中所拥有的资源。

为了整顿混乱不堪的争夺海洋权益的局面，从1973年至1982年，联合国连续召开了长达9年之久的第三次海洋法会议，这也被认为是人类对海洋进行第四次分割的起点，而这一次分割直到今天仍远远没有结束。第三次联合国海洋法会议围绕着领海、海峡、大陆架、专属经济区、群岛、岛屿制度等一系列问题展开了讨论。会议通过了《联合国海洋法公约》，确认了“群岛国”概念，使一大片公海成为这些国家的内水；确认了“专属经济区”概念及其宽为200海里；重新定义了“大陆架”概念，并把大陆架扩展到最远可达350海里，不足200海里的沿海国也可以扩展到200海里。这样，地球上原有的3.6亿平方公里的公海，将有1.3亿平方公里被沿海国瓜分，约占原有公海总面积的36%，而地球上的陆地面积也只有1.5亿平方公里。这片被瓜分的海域，恰好是人类最具开发和利用价值的海域，其生物资源占海洋总储量的94%，石油储量占87%，并覆盖了几乎所有海上交通咽喉要道。

▲《环球时报》2004年07月05日第十九版

<http://people.com.cn/GB/junshi/1078/2624777.html>

(22) この問題について独自の文明交流論を展開する次の研究を見よ。大沼保昭著『人権、国家、文明』，筑摩書房刊，1999

(23) Hans Kelsen, *Vom Wesen und Wert der Demokratie*, 1920.

(24) 梁守德主編『全球政治与全球治理』中国国際广播出版社刊，2004. 同署は、欧米のグローバリゼーション研究の中国語への翻訳書である。

(25) 中国の原油輸入依存度が2020年にはアメリカを追い越し、60%になるとの予想が出ている。また、2020年に中国のGDPは日本を追い越し、2040年にはアメリカに追いつくとの予想も出ている。『世界週報2005.11.8』, p.79. 中国海軍の増強もそうした現状認識の下に海洋資源確保のために進められている。因みに、2004年度の中国の国防費は前年度実績比11.6%増であり（約2兆7300億円）であり2003年度を除いて過去16年間2桁の伸びを示している。また、2004年度の日本の防衛関係予算は4兆9030億円（内、装備購入費は8806億円）である。『2005WORLD YEARBOOK 世界年鑑』, pp.138, 170. いわば、海洋資源を含めて国力の判定がなされるべき時代に入ったのであり、大陸棚や経済水域の準国家領域化と領域概念の変容はすでに始まっているというべきである。

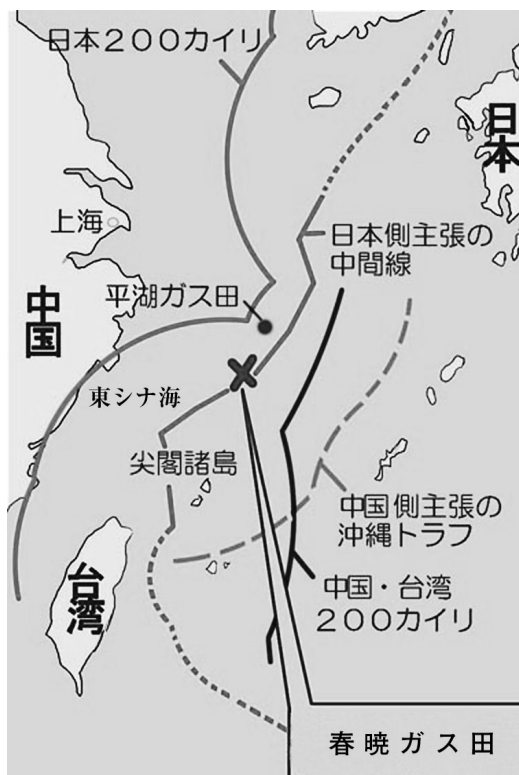
【Ⅲ】結語

本稿では、筆者の提案として、東シナ海が尖閣諸島の領有権問題を含んだ日中の資源争奪の場となっているため、ESCAP（アジア太平洋経済社会委員会）による国際管理を提案したつもりである。国際管理の内容が具体的にどうなるかは日中とESCAPとの3者協議で決定すればよいであろう。当面は尖閣諸島の領有権を棚上げして、東シナ海の資源探査と開発の協力体制をESCAPの監督の下で構築すべきであろう。東シナ海の性格にこうした国際的性格を持たせることで、中国側と契約した外国企業が理由不明のまま同海域の探査・資源開発から撤退するという事態も防げるであろう。

《References》

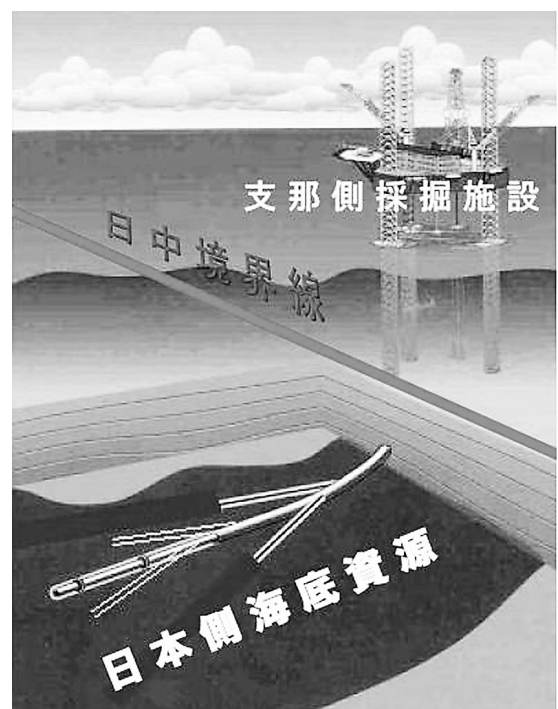
1. Alex G.Oude Elferink (ed.), Stability and Change in the Law of the Sea, Nijhoff, 2005
2. Jean-Pierre Beurier (ed.), Droits maritimes 2005/2006, Dallos, 2005.
3. Ian Marsh (ed.), Democratization, Governance and Regionalism in East and Southeast Asia, Routledge, 2005
4. Chang Ha-Joon, East Asian Development Experience: The Miracle, the Crisis and the Future, Zed Books, 2005
5. Michael Yahuda, The International Politics of the Asia-Pacific since 1945 (Politics in Asia), Routledge, 2005
6. Glen D.Hook (ed.), Japan's International Relations, Routledge, 2005
7. Adam Gearey, Globalization and Law: Trade Rights · War, Rowman & Littlefield, 2005
8. M.H.Nordquist/J.N.Moore/K.C.Fu (eds.), Recent Development in the Law of the Sea and China, Nijhoff, 2005
9. M.Kahler/B.Walter (eds.), Territoriality and Conflict in an Era of Globalization, Cambridge, 2006
10. S.G.Bunker/P.S.Ciccantelli, Globalization and the Race for Resources, Johns Hopkins, 2005

【参考図表Ⅰ：春曉油田・ガス田の所在地】



(出典: <http://www3.synapse.ne.jp/akpage/lifeline/lifeline.html>)

【参考図表Ⅱ：フィッシュボーン・テクノロジー】



(出典: <http://3.csx.jp/senkaku/>)

